

# 仕様書

## 1 件名

敦賀地方合同庁舎非常電源（蓄電池設備）修繕作業

## 2 履行場所

福井県敦賀市松栄町7番28号 敦賀地方合同庁舎（以下「敦賀合庁」という。）

## 3 作業の概要

本作業は、敦賀合庁に設置している触媒栓式ベント形高率放電用ペースト式鉛蓄電池について、経年劣化により機能が低下したため、非常時の使用に支障のないよう新品に更新し、これに関連する一切の作業を行うものである。

## 4 履行期限

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

なお、具体的な作業日及び納入日については、監督職員（発注者において指名する福井地方法務局職員。以下同じ。）の指示に従うこと。

## 5 作業内容

以下の現行蓄電池を同等以上のものに取り替えること（搬入・据付け・試験調整を含む。）。

現行蓄電池

- (1)種 類 触媒栓式ベント形高率放電用ペースト式鉛蓄電池
- (2)形 式 HS-150E（古河電池株式会社製）
- (3)個 数 6個
- (4)容 量 150Ah（10時間率）
- (5)公称電圧 12V

## 6 作業仕様

### (1) 共通仕様

本仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」による。ただし、上記に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」による。

### (2) 特記仕様

ア 本作業に関する技術的な責任は全て受託者が負うものとし、作業に対する指揮監督は受託者において行うものとする。

イ 本作業に必要な機械・器具・消耗品については、全て受託者が負担し、取替前

の蓄電池は受託者が処分するものとする。

- ウ 本作業に必要な電気及び水道は、上記2の履行場所の施設の設備を無償で利用することができるものとする。
- エ 本作業の作業時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、資材等の搬入及び作業による騒音等が予測される場合は、事前に発注者と協議の上、承諾を得るものとする。また、やむを得ず作業時間外に作業を行う場合には、事前に発注者と協議の上、承認を得るものとする。
- オ 作業用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、事前に監督職員と協議を行うものとする。
- カ 受託者は、蓄電池の取替作業後、試運転を行い、機能に異常がないことを確認すること。
- キ 本作業に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに、承諾を受けて現状に補修することとする。
- ク 関係法令に従い、官公署その他へ適切な手続を行うこと。
- ケ 作業前、作業中及び完成後のカラー写真をアルバム（A4判）に整理の上、2部提出すること。
- コ 作業完了後、試験調整の成績表を2部提出すること。
- サ 発生材の処理については、関係法令等に従い場外搬出適切処理とし、監督職員に報告すること（マニフェスト又はメーカー引取証明書若しくは産業廃棄物処分業者の引取証明書を提出すること。）。
- シ 本作業完了後1年以内に本作業に起因する故障・不具合が発生した場合には、受託者の責任において修理等を実施すること。
- ス この仕様書に定めのない事項については、その都度監督職員と協議・調整の上実施するものとする。

### (3) 提出書類

本作業における提出書類は、次のとおりである。

なお、専門用語については必ず説明を付し、正副それぞれ1部提出すること。

- ア 作業員名簿（作業開始10日前までに提出）
- イ 作業計画書（作業開始10日前までに提出）
- ウ 作業結果報告書（作業終了10日後までに提出）